

議案第24号

町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、南大谷小学校・南大谷中学校と町田第三小学校・町田第一中学校の通学区域を跨ぐ地域の宅地開発に伴い、町田第三小学校・町田第一中学校の通学区域の一部を南大谷小学校・南大谷中学校の通学区域に変更する必要があるため、改正するものです。

なお、今回の改正により、南大谷小学校と南大谷中学校の通学区域に本町田の一部を追加します。

別紙のとおり、町田市立学校の通学区域に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

本町田及び南大谷地区の開発行為に伴い、町田市立南大谷小学校及び町田市立南大谷中学校の通学区域を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

町田市立南大谷小学校及び町田市立南大谷中学校の通学区域に本町田の一部を加えます。(別表第1及び別表第2関係)

3 施行期日

公布の日から施行します。

町田市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の通学区域に関する規則（昭和34年7月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表		別表第1（第2条関係） 町田市立小学校通学区域表	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略	略	略	略
南大谷 小学校	玉川学園八丁目、東玉川学園三、 四丁目の全部、 <u>本町田</u> 、南大谷、 西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四 丁目、東玉川学園一丁目の各一部	南大谷 小学校	玉川学園八丁目、東玉川学園三、 四丁目の全部、南大谷、西成瀬一、 二、三丁目、高ヶ坂四丁目、東玉 川学園一丁目の各一部
略	略	略	略
別表第2（第2条関係） 町田市立中学校通学区域表		別表第2（第2条関係） 町田市立中学校通学区域表	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略	略	略	略
南大谷 中学校	玉川学園一、二、三、六、七、八 丁目、東玉川学園三、四丁目の全 部、玉川学園四、五丁目、 <u>本町田</u> 、 南大谷、西成瀬一、二、三丁目、 高ヶ坂四丁目、東玉川学園一丁目 の各一部	南大谷 中学校	玉川学園一、二、三、六、七、八 丁目、東玉川学園三、四丁目の全 部、玉川学園四、五丁目、南大谷、 西成瀬一、二、三丁目、高ヶ坂四 丁目、東玉川学園一丁目の各一部
略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。